

# 国保 新たに「後期高齢者支援金」が加わります

国民健康保険税は、毎年7月にその年の4月から翌年3月までの1年分の税額を計算しています。

平成20年4月1日から後期高齢者医療制度施行に伴い、後期高齢者医療制度を支援するため、国民健康保険税に後期高齢者支援金が創設され、従来の「医療給付費分」「介護納付金分」に加え、「後期高齢者支援金分」を合算して納付していただくことになりました。

医療給付費分 (0歳～74歳が対象)	+
介護納付金分 (40歳～64歳が対象)	+
後期高齢者支援金分 (0歳～74歳が対象)	
国民健康保険税	

改正前 (20年3月末まで) → 改正後 (20年4月1日から)

医療給付費分 所得割額 6.39% 資産割額 22.41% 均等割額 20,600円 平等割額 15,700円	医療給付費分 所得割額 6.04% 均等割額 17,700円 平等割額 14,400円
	後期高齢者支援金分 所得割額 1.99% 均等割額 8,100円
介護納付金分 所得割額 1.60% 均等割額 10,500円	介護納付金分 所得割額 2.03% 均等割額 10,900円

## 国民健康保険税の納付方法の変更

国民健康保険税の納付について、4月から次の要件に全て該当する世帯は、世帯主の年金から天引き(特別徴収)させていただきます。

1. 国民健康保険加入者が全員65歳以上
2. 擬制世帯主でない(世帯主が国保加入者であること)
3. 世帯主が年額18万円以上の公的年金を受給されていて、介護保険料の特別徴収年額と国保税の年額を合算して年金受給額の2分の1を超えない方

### ○特別徴収を変更できません

次の①と②のいずれの要件も満たす方は、市役所税務課または各支所の市民税担当窓口へお申し出いただくことにより、保険税を口座振替でお支払いできます。

- ① これまで、保険税を滞納することなく納めていただいている方
- ② これからの保険税を、口座振替により納めていただける方

お問い合わせ 市役所 税務課

(市民税係) ☎63・51110



### 年金に関するお問い合わせ

新潟西社会保険事務所の電話番号が10月6日から担当課に直接つながる電話番号に変更され、現在の代表電話番号(☎025-225-3001)は廃止されます。

- 国民年金の資格、保険料の納付、免除に関する照会
  - ・新潟西社会保険事務所 国民年金課 直通 ☎025-225-3012 (現在も利用できます)
- そのほか年金に関するお問い合わせ
  - ・ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

### 新潟西社会保険事務所による 定例社会保険事務相談所

場所 トキのむら元気館 (新穂瓜生屋362番地1)

- 9月17日(水) 受付 午後1時30分～3時30分
- 9月18日(木) 受付 午前9時～11時
- 10月15日(水) 受付 午後1時30分～3時30分
- 10月16日(木) 受付 午前9時～11時

市役所 市民課 国保年金係 ☎63-5112  
または各支所市民課国民年金担当係